

熱田ブランドロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熱田ブランドロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの目的)

第2条 ロゴマークは、熱田ブランドの推進のための取り組みや情報発信など、熱田の魅力発信のために使用する。

2 ロゴマークのデザインは別図のとおりとする。

3 ロゴマークの利用に関する一切の権利は、名古屋市に帰属する。

(使用届出申請)

第3条 営利又は販売以外の目的でロゴマークを使用しようとする者（以下「届出者」という。）は、熱田ブランドロゴマーク使用届出書（様式第1号）（以下「届出書」という。）を名古屋市熱田区長（以下「区長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 国又は地方公共団体が使用する場合

(2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

(3) 報道関係機関以外（機関紙や地域広報紙など）で、区長がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合

(4) 学校法人名古屋学院大学が使用する場合

(5) その他区長が別に定めた場合

2 営利又は販売を目的としてロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、熱田ブランドロゴマーク使用承認申請書（様式第2号）（以下「申請書」という。）に誓約書（様式第3号）を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、販売を目的とした製品等を製造する者と販売する者が異なる場合は、そのいずれかの者が同項の承認を受けることとする。

(使用承認)

第4条 区長は前条第2項に規定する申請書を受理したときは、その可否を決定し、熱田ブランドロゴマーク使用承認書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(使用基準)

第5条 次の各号に該当する場合は、ロゴマークを使用することはできない。

- (1) 熱田の魅力発信という目的に反するおそれがある場合
- (2) ロゴマークの使用にあたり、名古屋市の信用若しくは品位を害すると認められる場合、又はそのおそれがある場合
- (3) ロゴマークを使用しようとする事業の内容が、法令または公序良俗に反する場合、又はそのおそれがある場合
- (4) 政治、宗教、思想等のための活動に使用されるおそれがある場合
- (5) 青少年の健全育成に有害な目的に使用されるおそれがある場合
- (6) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (7) ロゴマークの使用によって、名古屋市に誤解又は混同を生じるおそれがある場合
- (8) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていない場合
- (9) その他、ロゴマークを使用することが不相当と認められる場合

(遵守事項)

第6条 ロゴマークの使用にあたり、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークは正しい使用方法に従って使用すること。
- (2) ロゴマークのイメージ、信用性等を損なうことがないように適正に使用するとともに安全性、品質についても十分配慮すること。
- (3) 当該使用に係る物品の使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。なお、当該使用に係る物品を原因とする事故に対しては、名古屋市は一切の責任を負わない。

(使用承認の取消等)

第7条 区長は、ロゴマークの使用が申請書の内容と異にし、第5条に規定する使用基準又は第6条に規定する遵守事項に違反していると認められる場合は、第4条に規定する使用承認（以下「承認」という。）を取り消すことができる。

- 2 区長は、前項の規定により承認を取り消された申請者に対し、当該承認に係る製品等へのロゴマーク使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 3 区長は、ロゴマークの使用が届出書の内容と異にし、第5条に規定する使用基準又は第6条に規定する遵守事項に違反していると認められる場合は、届出者に対して製品等へのロゴマーク使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 4 区長は、承認を得ずにロゴマークを使用している者又は使用しようとしている者に対して、その製品等へのロゴマーク使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

5 前3号に規定する承認の取消し等に伴う製品等の回収費等について、名古屋市は一切負担しない。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(損失補償等の責任)

第9条 名古屋市は、ロゴマークの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は区長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和6年8月1日から施行する。